

平成25年3月期第3四半期 連結ソルベンシー・マージン比率

平成25年3月期第3四半期の連結ソルベンシー・マージン比率は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成24年3月31日) | 当第3四半期 連結会計期間 (平成24年12月31日) |
|---|-------------------------|-----------------------------------|
| (A) 連結ソルベンシー・マージン総額 | 2,712,791 | 2,843,505 |
| 資本金又は基金等 | 987,896 | 1,072,394 |
| 価格変動準備金 | 9,334 | 9,061 |
| 危険準備金 | 49,684 | 56,918 |
| 異常危険準備金 | 711,523 | 629,495 |
| 一般貸倒引当金 | 1,617 | 1,709 |
| その他有価証券の評価差額(税効果控除前) | 650,566 | 729,027 |
| 土地の含み損益 | △ 10,231 | △ 15,286 |
| 保険料積立金等余剰部分 | 214,087 | 231,674 |
| 負債性資本調達手段等 | 106,191 | 156,191 |
| 保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額 | - | - |
| 少額短期保険業者に係るマージン総額 | - | - |
| 控除項目 | 155,497 | 199,774 |
| その他 | 147,617 | 172,093 |
| (B) 連結リスクの合計額 | | |
| $\sqrt{(\sqrt{R_1^2 + R_2^2 + R_3^2 + R_4^2})^2 + (R_5 + R_6 + R_7)^2} + R_8 + R_9$ | 979,641 | 855,553 |
| 損害保険契約の一般保険リスク(R ₁) | 227,524 | 227,959 |
| 生命保険契約の保険リスク(R ₂) | 12,723 | 13,515 |
| 第三分野保険の保険リスク(R ₃) | 4,246 | 4,648 |
| 少額短期保険業者の保険リスク(R ₄) | - | - |
| 予定利率リスク(R ₅) | 45,280 | 49,253 |
| 生命保険契約の最低保証リスク(R ₆) | 22,610 | 24,172 |
| 資産運用リスク(R ₇) | 573,269 | 551,427 |
| 経営管理リスク(R ₈) | 23,204 | 20,777 |
| 損害保険契約の巨大災害リスク(R ₉) | 274,551 | 167,891 |
| (C) 連結ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100 | 553.8% | 664.7% |

(注) 「連結ソルベンシー・マージン比率」は、保険業法施行規則第210条の11の3及び第210条の11の4並びに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率であります。

(連結ソルベンシー・マージン比率について)

当社グループは、主として損害保険事業を営む保険会社グループであります。

保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、保険会社グループが保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」を示す「連結リスクの合計額」(上表の(B))に対する「保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち連結ソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「連結ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。

連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、連結財務諸表の取扱いと同一ですが、保険業法上の子会社(議決権が50%超の子会社)については重要性にかかわらず計算対象に含めております。

連結ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社又は保険持株会社を監督する際に活用する客観的な判断指標の一つであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。